

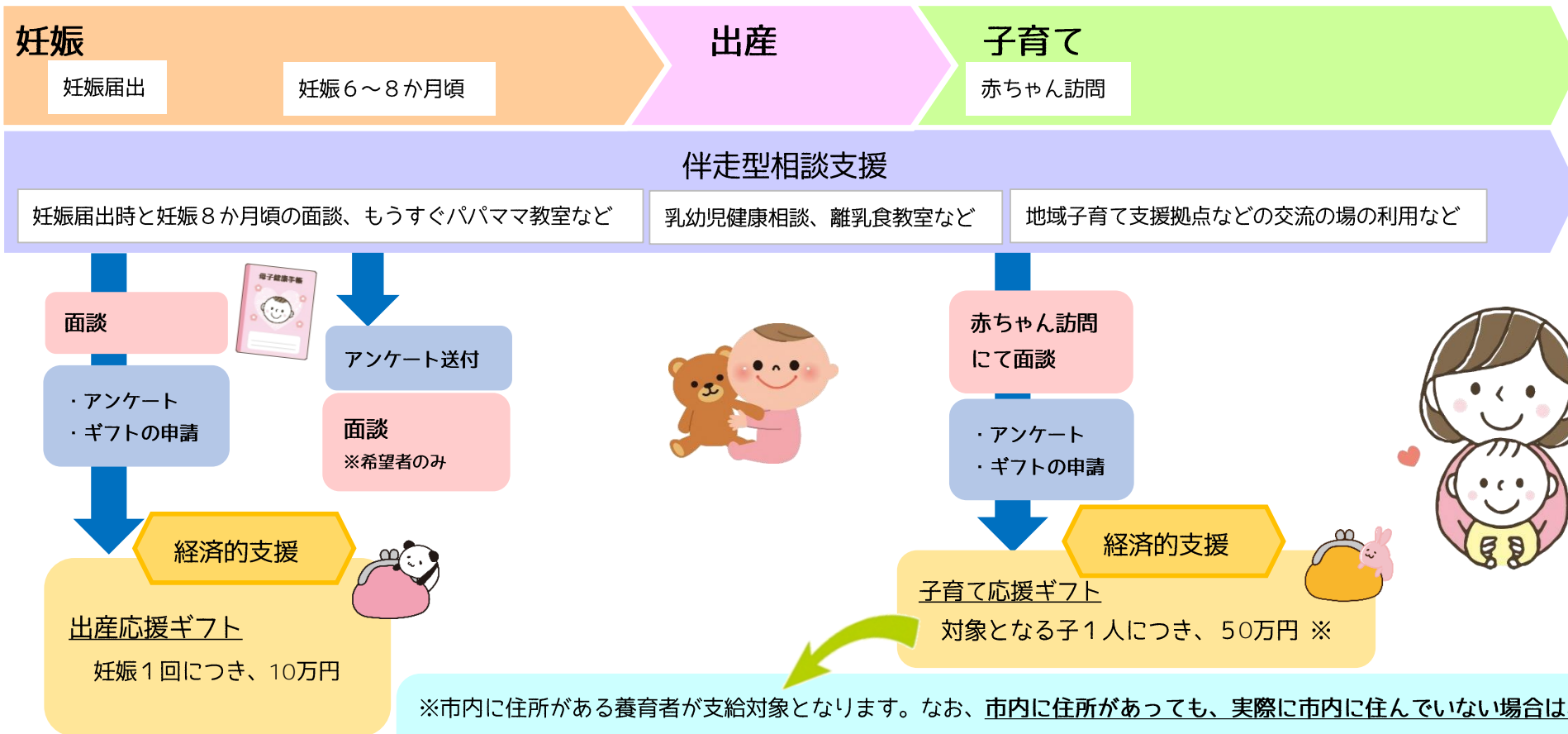


八幡平市出産・子育て応援ギフト

【令和5年4月1日開始】

市では、妊娠届出時から、妊婦や子育て家庭に寄り添い、出産や育児等の見通しを立てるための面談や継続的な情報発信等を行うことを通じて、必要な支援につなぐ伴走型相談支援を実施しています。あわせて、妊娠届出や出産届出を行った妊婦等に対し、出産育児関連用品の購入費用などの負担軽減を図る経済的支援を一体として実施します。

【伴走型相談支援と経済的支援のイメージ】



※市内に住所がある養育者が支給対象となります。なお、市内に住所があっても、実際に市内に住んでいない場合は、子育て応援ギフトの支給額は5万円となります。また、虚偽の申請をした場合や、市外に転出等した場合は、子育て応援ギフトを返還していただく場合があります。

裏面もご覧ください

【市外へ転出された際の返還について】

子育て応援ギフトの支給を受けた方が、市外へ転出となった場合は、やむを得ない場合を除き、以下のとおり返還していただきます。
※子育て応援ギフト50万円のうち、45万円が返還の対象です。

返還を求める時期	返還額
子の出生から <u>3か月以内</u> に転出した場合	45万円
子の出生から <u>3か月を超えて6か月以内</u> に転出した場合	33万円
子の出生から <u>6か月を超えて1年以内</u> に転出した場合	22万円
子の出生から <u>1年を超えて1年6か月以内</u> に転出した場合	11万円



【一時所得について】

出産応援ギフト10万円のうち5万円及び子育て応援ギフト50万円のうち45万円は、一時所得として課税の対象となります。
(ただし、一時所得については、50万円の特別控除が適用されます。)



<お問い合わせ> 〒028-7397 八幡平市野駄21-170
八幡平市健康福祉課健康推進係 子育て世代包括支援センター 電話：0195-74-2111 内線（1093、1094、1095）